

【令和2年2月時点】

事業名称：東近江市版 SIB 事業
事業概要：補助事業を成果連動型に転換して歳出の有効性を高めるとともに、地域の課題を地域で解決する仕組みを構築。

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

地方公共団体	滋賀県東近江市								
社会的課題及びその背景	<p>東近江市は、従来の各種補助事業による補助金の使い方をチェックする仕組みであることに対して、事業の効果が十分検証されていないことに疑問を持っており、補助金改革が課題となっている。</p> <p>また、東近江市は、住民主体の地域活性化や地域課題の解決が必要であると考え、その仕組みづくりが課題となっている。</p>								
目指す成果	東近江市は、コミュニティビジネス支援をはじめ、複数の地域課題の解決に資する補助事業を成果連動型に転換することで、公的支出の効果を高めるとともに、地域の課題を地域で解決する仕組みを構築する。								
サービス対象者	<p>市内事業者や団体（採択事業者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期（平成28年度）</td> <td> <p>【コミュニティビジネス支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元産木材を活用したおもちゃの商品化</li> <li>・廃食油を使ったりサイクル粉せっけんの意義を伝える商品のリニューアル化</li> <li>・空き店舗を改修した地域拠点整備</li> <li>・地域の困りごとをサポートする仕組みづくり</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>第2期（平成29年度）</td> <td> <p>【コミュニティビジネス支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の花ムラサキを活用した化粧品開発</li> <li>・空き家を活用した地域の拠点づくり</li> </ul> <p>【中間的就労支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薪割り作業を通じた引きこもり支援</li> <li>・農作業と収穫物による商品開発を通じた引きこもり支援</li> <li>・地域の困りごとを解決する多様な働く場の創出による引きこもり支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>第3期（平</td> <td>【コミュニティビジネス支援事業】</td> </tr> </tbody> </table>	年度	対象事業	第1期（平成28年度）	<p>【コミュニティビジネス支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元産木材を活用したおもちゃの商品化</li> <li>・廃食油を使ったりサイクル粉せっけんの意義を伝える商品のリニューアル化</li> <li>・空き店舗を改修した地域拠点整備</li> <li>・地域の困りごとをサポートする仕組みづくり</li> </ul>	第2期（平成29年度）	<p>【コミュニティビジネス支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の花ムラサキを活用した化粧品開発</li> <li>・空き家を活用した地域の拠点づくり</li> </ul> <p>【中間的就労支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薪割り作業を通じた引きこもり支援</li> <li>・農作業と収穫物による商品開発を通じた引きこもり支援</li> <li>・地域の困りごとを解決する多様な働く場の創出による引きこもり支援</li> </ul>	第3期（平	【コミュニティビジネス支援事業】
年度	対象事業								
第1期（平成28年度）	<p>【コミュニティビジネス支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元産木材を活用したおもちゃの商品化</li> <li>・廃食油を使ったりサイクル粉せっけんの意義を伝える商品のリニューアル化</li> <li>・空き店舗を改修した地域拠点整備</li> <li>・地域の困りごとをサポートする仕組みづくり</li> </ul>								
第2期（平成29年度）	<p>【コミュニティビジネス支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の花ムラサキを活用した化粧品開発</li> <li>・空き家を活用した地域の拠点づくり</li> </ul> <p>【中間的就労支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薪割り作業を通じた引きこもり支援</li> <li>・農作業と収穫物による商品開発を通じた引きこもり支援</li> <li>・地域の困りごとを解決する多様な働く場の創出による引きこもり支援</li> </ul>								
第3期（平	【コミュニティビジネス支援事業】								

【令和2年2月時点】

	成 30 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政所茶（まんどころちゃ）<sup>1</sup>の高付加価値化と体験型観光ツアー</li> <li>・産前産後の母親支援の仕組みづくり</li> <li>【世代を超えて地域でつくる子供の居場所事業】</li> <li>・地域で育むこどもの居場所づくり</li> <li>・世代を超えてつなぐ障害のある方の就労支援事業</li> </ul>
	第 4 期（令和元年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>【コミュニティビジネススタートアップ支援事業】</li> <li>・地元産ぶどうを活用したワイン醸造を実現する環境整備</li> <li>・空き家を活用したシェアオフィスの仕組みづくり</li> <li>【若者支援事業】</li> <li>・福祉部門で働く若者が働く意義について考える勉強会の開催</li> <li>【ガリ版伝承によるまちづくりプロジェクト】</li> <li>・空き家を活用したガリ版伝承によるまちづくりのプラン策定と空き家改修</li> </ul>
（出所）東近江三方よし基金事務局提供資料		
事業関係者	委託者	—（実施者：東近江市）
	受託者	—
	サービス提供者	公益財団法人東近江三方よし基金事務局 （平成 28 年度：東近江三方よし基金設立準備会） （平成 29 年度：一般財団法人東近江三方よし基金）
	資金提供者	地元企業、地元金融機関、地域住民 ※プラスソーシャルインベストメント株式会社が匿名組合 <sup>2</sup> を組成し、各資金提供者は当該組合に出資する。
	第三者評価機関	東近江三方よし基金が設置する第三者委員会
	中間支援組織	公益財団法人東近江三方よし基金事務局
サービス内容	東近江三方よし基金事務局は、市内事業者や団体から、各種補	

<sup>1</sup> 東近江市で栽培されている日本茶

<sup>2</sup> 資金提供者が採択事業者の行う事業に対して出資を行い、東近江市が行う成果連動支払を資金提供者で分配することを、資金提供者間で約束する契約形態である。

【令和2年2月時点】

		<p>助制度の応募を受け付ける。</p> <p>応募する市内事業者や団体は、東近江三方よし基金事務局が設置した選考会による審査を受け、採択された場合に事業を開始する。採択事業者による事業終了後、採択事業者は実績報告書を基金事務局に提出して成果目標の達成状況を報告する。審査会はこれを踏まえて各採択事業者の成果の達成度を審査する。</p>
成果指標		<p>選考会が、各採択事業者の事業計画書に基づき、各採択事業者と協議のうえ成果目標を決定する。</p> <p>※採択事業ごとの成果目標は「エ. 評価手法 ①成果指標の設定」参照。</p>
事業期間		<p>毎期 11 カ月間</p> <p>【内訳】</p> <p>第1期：平成28年5月～平成29年3月 採択事業実施期間：平成28年5月～平成29年2月 評価時期：平成29年2月～3月 支払時期：平成29年3月 ※以下各期も同様</p> <p>第2期：平成29年5月～平成30年3月 第3期：平成30年5月～平成31年3月 第4期：令和元年5月～令和2年3月</p>
契約金額	総額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティビジネススタートアップ支援事業：500千円/採択事業</li> <li>・中間的就労支援事業：500千円/採択事業</li> <li>・世代を超えて地域でつくる子供の居場所事業：500千円/採択事業</li> <li>・若者支援事業：1,000千円/採択事業</li> <li>・ガリ版伝承によるまちづくりプロジェクト：3,630千円/採択事業</li> </ul>
	最低支払額	なし
	成果連動支払額	総額と同じ
財政効果 の試算	費目	なし
	金額	なし
国の補助の活用の有無		<p>厚生労働省平成29年度健康福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（第2期の成果連動支払に充当）</p> <p>厚生労働省平成30年度健康福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（第3期の</p>

【令和2年2月時点】

	成果連動支払に充当) 厚生労働省令和元年度健康福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（第4期の成果連動支払に充当) 国土交通省まちづくり分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドの活用調査検討に向けた実証事業（第4期の成果連動支払に充当)
債務負担行為の有無	なし（単年度事業のため）
事業者選定方法	—
成果実績	※ここでは第1～3期の成果実績について記載する。 第1～3期の全ての採択事業が、各採択事業者で設定した成果目標を達成した。これをもって、東近江三方よし基金事務局は東近江市から満額の成果連動支払を受け、これを原資として地元企業や地域住民等の資金提供者に償還した。成果連動型補助金は、採択事業者にとって成果達成の動機づけになっていることが確認された。 また、各採択事業では、事業実施中、資金提供した地域住民が店舗に足を運び声掛けするなど地域で新たな交流が生まれた。これが事業者の刺激にもつながり、成果の達成の一助となった。

## ●事業詳細

### ア 事業実施の経緯

東近江市では、平成22年に実施した市研究会資金調達分科会にて、コミュニティファンド設置が提案された。また、平成26年度、東近江市市民協働推進計画（平成26～令和5年度）においても、市民活動や地域の課題解決の基盤として市民ファンドの必要性が明記された。

これを受けて、平成27年度、東近江市では行政と市民が参加するコミュニティファンド検討会を設置し、翌年度、当検討会は東近江三方よし基金設立準備会に発展した。東近江三方よし基金設立準備会では、外部有識者より、EBPM<sup>3</sup>や海外のSIB事業事例の紹介、成果連動の重要性についての示唆を受けた。

準備会での検討を受けて、平成29年度に一般財団法人東近江三方よし基金が設置され、平成30年度には、現在の公益財団法人東近江三方よし基金となった。

前述の東近江三方よし基金設立準備会の運営中に、外部有識者よりEBPMや海外のSIB事

<sup>3</sup> Evidence-based Policy Making の略で、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

## 【令和2年2月時点】

業事例の紹介、成果連動の重要性についての示唆を受けたことがきっかけとなり、当準備会の運営に関わっていた職員が中心となって、EBPMの必要性を認識し、成果志向を行政経営に組み込む検討を開始した。検討の中で、市内では、補助金の使い方を重視する従来の補助事業について効果の検証がなされていない点が疑問視されてきた。そこで、①補助事業の有効性を高めること、②東近江三方よし基金の目的でもある、地域の資金を活用して市民活動や地域の課題解決を目指すこととし、市内事業者向けに補助金を交付していたコミュニティビジネススタートアップ支援事業を成果連動型に転換することとした。

事業実施主体は東近江三方よし基金事務局が担うこととなった。市内で検討を開始した当初から、東近江市は地域の民間資金活用の方針としていたことから、東近江三方よし基金事務局は、東近江三方よし基金設立準備会の座長である龍谷大学教授深尾昌峰教授が設立したプラスソーシャルインベストメント株式会社と資金調達方法について検討した。

第1期である平成28年度は、既存のコミュニティ支援事業を成果連動型に転換した。この結果、全採択事業において成果が達成されたこと、また、地域住民が事業者を応援するという地域交流が生まれ地域活性化につながった。この結果を受け、東近江市は、翌年度以降、複数の支援事業に成果連動型を導入し、現在、東近江市版SIB事業として実施している。

なお、第2～4期は厚生労働省の健康福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業を活用し、また、第4期は国土交通省まちづくり分野におけるソーシャルインパクトボンドの活用調査検討に向けた実証事業を活用した。

### イ 体制の詳細

東近江三方よし基金事務局は、採択事業者を選考する選考会、採択事業者の成果を審査する審査会を設置する。選考会と審査会は同一の委員で、外部有識者、基金理事、東近江市職員から構成されている。

東近江三方よし基金、湖東信用金庫及びプラスソーシャルインベストメントにて社会的投資推進協定を締結する。これを持って、湖東信用金庫はプラスソーシャルインベストメントに、地元企業や地域住民が出資する際の専用口座を提供する。加えて、湖東信用金庫とプラスソーシャルインベストメントは、協定に基づき、資金提供者の募集や事業の周知を連携して行う。

東近江三方よし基金事務局は、プラスソーシャルインベストメントと業務委託契約を締結する。これを受けて、プラスソーシャルインベストメントは、匿名組合を組成し、出資を募るためのホームページを開設する。

東近江三方よし基金事務局は、市内事業者や団体からの応募を受け付ける。応募する市内事業者や団体は事業提案書を提出し、選考会の審査を受ける。応募する市内事業者や団体は、事業提案書の中で事業内容に適した成果目標を提案し、それを基に選考会が協議を行い、選考会が事業内容に沿った成果指標とその目標を設定する。

採択事業者決定後、地元住民や地元企業が出資を行う。だれでも一口20,000円から出資

【令和2年2月時点】

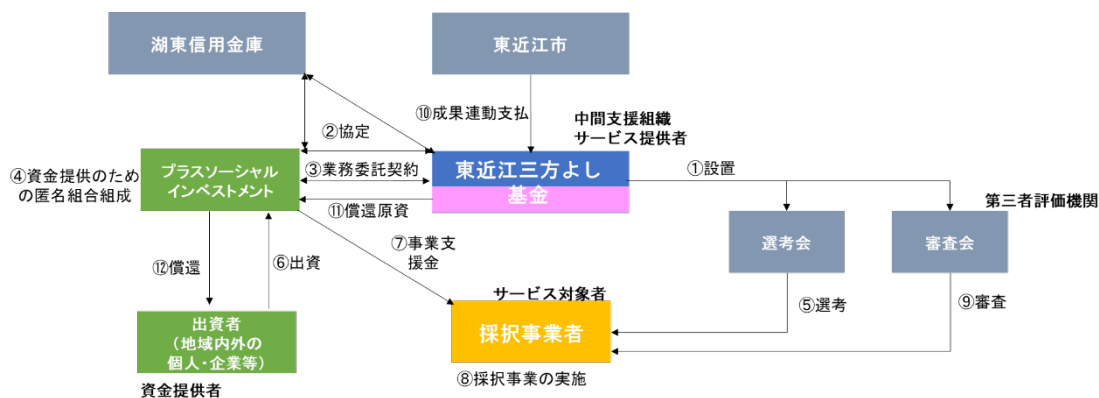
(償還率約102%)できる。東近江市からの支払は全額成果連動であるため、成果連動支払リスク(成果が出なければ行政から支払がなく、提供した資金を回収できないリスク)は地元企業や地域住民等の全資金提供者が負う。

プラスソーシャルインベストは、東近江三方よし基金事務局との業務委託契約に基づいて、東近江三方よし基金事務局が採択事業者に交付する事業支援金として、出資金を採択事業者に交付する。

採択事業者は事業支援金を用いて事業提案書に基づいて事業を行う。プラスソーシャルインベストメントは、採択事業者が成果目標を達成できるよう、採択事業者に必要なに応じて助言を提供する。

採択事業者は2月までに事業を終了し、事業報告書を審査会に提出する。加えて、審査会にて成果目標の達成状況に関する報告を行う。審査会はそれを踏まえて成果目標の達成度を審査する。審査会が成果目標を達成していると判定した場合、東近江市が三方よし基金事務局に補助金を支払い、東近江三方よし基金事務局はプラスソーシャルインベストメントを介して、地元企業や地域住民等の資金提供者に償還する。

図表1 事業体制



## ウ 事業スケジュール

平成27年度から東近江市庁内において、補助事業の成果連動型への転換について検討を行った。

毎年度の事業期間は、従来の補助制度と同様に、当該年5月から翌年3月までの約11カ月間である。そのうち採択事業者が事業を行う期間が約10カ月間、審査会による審査を行う期間が約1カ月間である。

【令和2年2月時点】

図表2 事業スケジュール

	第1期				第2期				第3期				第4期							
	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
庁内検討																				
協定・契約締結																				
採択事業実施																				
審査																				
成果連動支払																				

エ 評価手法

① 成果指標の設定

応募する市内事業者や団体は、事業提案書の中で事業内容に適した成果指標とその目標を提案し、それを基に選考会が協議を行い、選考会が成果指標とその目標を設定する。

採択された市内事業者や団体に対して選考会が設定する成果目標には、定量的な目標と定性的な目標がある。

図表3 各採択事業の成果指標一覧

第1期（平成28年度）	
空き店舗を改修した地域拠点整備	① サポーターの増加 ② 経営計画策定 ③ 空き家管理ノウハウの取得 ④ サポーターの交流会開催
地元産木材を活用したおもちゃの商品化	① 販売先の具体的計画策定 ② 森林組合が提携先になっている ③ 商品パッケージの具体的展開確定
粉せっけんの意義を伝える商品のリニューアル化	① 商品パッケージの具体的な展開確定 ② モニター100人使用による感想・改善点を把握 ③ 事業の立ち上げプラン策定 ④ 試作品の完成
地域の困りごとをサポートする仕組みづくり	① 拠点整備完成 ② 雇用開始 ③ 関係者の増加 ④ 困りごと解決事業の開始
第2期（平成29年度）	
市の花ムラサキを活用した化粧品開発	① ホームページを構築し、ホームページからの直販が来るようにする。 ② 特産品「シコンコスメ」の販路獲得のための営業を30社以上に対して行う。

【令和2年2月時点】

	③ 特産品「シコンコスメ」の販売契約を10社以上と締結する。
空き家を活用した地域の拠点づくり	① カフェを活動の拠点と位置づけ、運営が継続するよう来客数の増加を図るためのマーケティングを行う。 ② 拠点の情報発信を担う人材が5名以上育成されており、その人材の情報が公開され、情報発信が実践されている。 ③ 拠点において講座を開催する人材（有償ボランティア）が3名以上登録され、その人材の情報が公開され、講座が実践されている。
薪割り作業を通じた引きこもり支援	① 中間就労の見える化に取り組むことで、新規で4名の利用者を増やす。 ② 環境と福祉の融合を行政と共に広報していくこと。 ③ 一般就労に移行する利用者を1名以上。
農作業と農作物を活用した商品開発を通じた引きこもり支援	① 中間就労の場を見える化する具体策を実現する。 ② 地域特性を踏まえた連携の方法、様々な主体をつなぐネットワークをつくる。 ③ 新規の利用者を15名以上。
地域の困りごとを解決する多様な働く場を創出して引きこもり支援	① 中間就労の場を見える化する具体策を実現する。 ② 地域特性を踏まえた連携の方法、様々な主体をつなぐネットワークをつくる。 ③ 新規の利用者を15名以上。
第3期（平成30年度）	
地域で育むこどもの居場所づくり	① つながりの増加（関係者にアンケート調査にて確認） ② 団体の状態の変化（相談できる人が増えた人数） ③ 地域の状態の変化（地域の子供に関する課題を知っている人数。出資者へのアンケートにて確認）
世代を超えてつなぐ障害のある方の就労支援事業	① つながりの増加（保護者アンケート調査にて確認） ② 団体の状態の変化（相談できる人が増えた人数） ③ 地域の状態の変化（障害のある子供たちの課題を知っている人数。出資者へのアンケート調査にて確認）
政所茶の高付加価値化とブランディング	① 生産コスト3倍の価値を購入してくれる人を獲得するためのマーケティング（アンケート等の調査、販促活動）の実施 ② マーケティング調査を踏まえたモニタリングツアーの実施 ③ 政所茶の物語やモニターによる評価をとりまとめ、それらを情報発信するウェブサイトを開設
産前産後の母親支援の仕組	① 活動のミッション、コンセプトを踏まえた8種類のイベントを企画開催



【令和2年2月時点】

みづくり	② イベント等への参加者対象アンケートによるニーズの把握 ③ 団体ならではの「子育てシステム」を次年度から運用できる事業計画の作成
第4期（令和元年度）	
空き家を活用したガリ版伝承によるまちづくりのプラン策定と空き家改修	① 地域住民対象の意見交換会等を通じた本事業の周知 ② ビジネスプランの具体策の明記 ③ ガリ版秘術等の伝承を担う専門事務官の設置 ④ 工房として活用できるよう空き家のリノベーション完了
福祉部門で働く若者が働く意義について考える勉強会を開催	① 勉強会による参加者の気づきの獲得 ② 課題解決思考ではなく価値創造思考ができる「共感できることコトバ」の獲得 ③ 価値創造思考でとらえ直した事例の見える化
地元産ぶどうを活用したワイン醸造を実現する環境整備	① 8,000本のワインの販路計画の作成 ② SNSを活用したワイン日記の週1回以上の発信 ③ 醸造技術を習得し、成果報告会に実物を持参
空き家を活用したシェアオフィスの仕組みづくり	① ペルソナ（サービス・商品の典型的な利用者像）を設定した広報活動 ② 市内外で月額利用オーナー10人の募集 ③ 地域とのつながりの構築（自治会との連携プログラムづくり）

（出所）東近江市 SIB ホームページ、東近江三方よし基金事務局提供資料

## ② 評価方法

採択事業者は採択事業終了後、事業報告書を審査会に提出する。加えて、審査会にて成果目標の達成状況に関する報告を行う。審査会はそれを踏まえて成果目標の達成度を評価する。

## オ 支払条件

審査会が、採択事業者が成果目標を達成したと評価した場合、東近江市は東近江三方よし基金事務局を通じて地元企業や地域住民等の資金提供者に償還を行う。

図表4 支払基準

事業名	支払基準
コミュニティビジネス支援事業	500千円/採択事業
中間的就労支援事業	500千円/採択事業
世代を超えて地域でつくる子供の居場所事業	500千円/採択事業
コミュニティビジネススタートアップ支援事業	500千円/採択事業

【令和2年2月時点】

事業名	支払基準
若者支援事業	1,000千円/採択事業
ガリ版伝承によるまちづくりプロジェクト	3,630千円/採択事業

(出所) 東近江三方よし基金事務局提供資料

#### カ 中間支援組織の役割

東近江三方よし基金事務局は、地域の資源（資金含む）を活用した地域の課題解決を目指しており、市民や市内事業者から出資を受けて、出資者と協力しながら拠出先を決め、運用している。本事業においても、立ち上げ期に、プラスソーシャルインベストメントと検討を行い、市民や地元企業から資金を集める方法として、出資を募り、採択事業者の成果目標の達成状況に応じて償還する仕組みを構築した。